高齢者施設等管理者·施設長 様

大阪府福祉部高齢介護室長

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた 保健所業務の重点化及び濃厚接触者の取扱いについて

日頃から、本府高齢者福祉行政の推進に格別のご理解・ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。 保健所業務が極めて逼迫した状況であることから、陽性者を確実に必要な医療につなげることを 最優先するため、別紙の通り健康医療部より「オミクロン株感染拡大を踏まえたさらなる保健所業 務の重点化」「新型コロナウイルス感染症感染急拡大時の濃厚接触者の取扱い」について情報提供 があり(参考資料1参照)、関係部署と調整の上、下記の通りといたしましたので、ご了知ください ますようお願いいたします。

貴施設におかれましては、保健所業務が極めて逼迫していることに鑑み、ご対応・ご協力の程何 卒よろしくお願いいたします。

記

1. オミクロン株感染拡大を踏まえたさらなる保健所業務の重点化(別添資料1参照)

新型コロナウイルス感染症が急速に感染拡大し、保健所業務が極めて逼迫した状況であることから、政令・中核市を含む府内の全保健所の業務体制を重症化リスクの高い方等を優先的に対応する「フェーズ4」に移行いたしました。

この「フェーズ4」では、「重症化リスクの高い施設(高齢者施設・障がい児者施設)について」は引き続き保健所が濃厚接触者の特定や検査を実施することとされており、「重症化リスクの高い施設(高齢者施設・障がい児者施設)」には、原則介護保険法・老人福祉法・障害者総合支援法・児童福祉法(障がい児に限る。)・生活保護法に基づく施設・事業所等(重症化リスクのある場合)が含まれますので、参考までにお知らせいたします。

2. 新型コロナウイルス感染症感染急拡大時の濃厚接触者の取扱い(別添資料2参照)

オミクロン株陽性者の濃厚接触者の待機期間(健康観察期間)については、最終接触から 10 日間となり、社会機能を維持するために必要な事業に従事する者(=社会機能維持者(※))については、施設の判断により、下記の基準により陽性者との最終接触日より 6 日目(及び 7 日目の場合もあり)に検査等を実施し、陰性であった場合には 10 日を待たずに待機解除を可能とします。

なお、この取扱いは政令・中核市を含む府内全域で適用されています。

また、本件に関し、事業者向けリーフレット【参考1】を作成しておりますので、参考に提供いたします。リーフレットの内容についてのお問い合わせは大阪府新型コロナ受診相談センター (06-7166-9911) へご連絡ください。

(※) 「社会機能維持者」には「介護保険法・老人福祉法・障害者総合支援法・児童福祉法・生活保護 法に基づく施設・事業所等」が該当します。 【大阪府における「10日を待たずに検査が陰性である場合に待機を解除することができる取扱い」の基準】

- ○予め事業の継続に必要である業務及び従事者を整理し、自宅待機の短縮を実施する者を 最小限(※)に限定できること
 - (※) 「最小限」の明確な基準はありませんので、各施設の人員体制・設備規模・運営状況等に応じて、各施設でご判断ください。
- ○PCR 検査または抗原定量検査(やむを得ない場合は抗原定性検査キット)が実施できる体制がつくれること
 - (※) 当該待機期間短縮に係る検査費用については、事業者の負担(自費負担)になります。 (下記【参考2】に記載の「事業所における新型コロナウイルス感染症感染急拡大時の対応 について」に自費検査を提供する検査機関一覧等を掲載しています。)

府・政令市・中核市で実施している定期 PCR 検査やスマホ検査センターの検査、無料検査 事業等をご活用いただくことはできません。なお、検査結果については、感染状況が落ち 着くまで各施設においてリスト等(対象者、検査日、結果等が分かるもの)で保管をお願 いいたします(使用済み検査キットそのものを保管する必要はありません。)。

- ○検査実施にあたっては、濃厚接触者となった職員の健康観察を確実に行い、健康観察期間中無症状であることが確認できること
- ○10 日を待たずに検査陰性より待機を解除された職員について、業務以外の不要不急の外 出の自粛、可能な限り公共交通機関以外での通勤を指導できること
- ○保健所から体制の確認を求められた時に速やかに実施状況等を提示できること
 - (※) 保健所に実施状況等を提示する様式は指定されておりません。濃厚接触者や濃厚接触の可能性のある者のリストや検査実施日、検査結果のわかるものなどをご提示いただくことを想定しています。

3. その他

別途「オミクロン株の感染急拡大下における保健所業務の重点化及び大阪府無料検査事業において陽性判定となった受検者への診断について(協力依頼)(令和4年1月18日付け感企第4168号)」(参考資料2参照)により健康医療部から診療・検査医療機関等あてに濃厚接触の可能性がある者への積極的な検査受入について通知されておりますが、医療機関において検査を受け入れてもらえない場合や、施設において保護児童や措置児童の検体採取が難しい場合などには、保健所において医療機関への受診調整を行っていただける場合がありますので、管轄の保健所にご相談ください。

- 【参考1】事業者の皆様へ~感染急拡大時の事業所における感染拡大防止の取組みについて~https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/41802/00415668/jigyousyamukeri-fu.pdf
- 【参考2】大阪府/事業所における新型コロナウイルス感染症感染急拡大時の対応について https://www.pref.osaka.lg.jp/kansenshokikaku/kensataisei/noukou10niti.html

お問い合わせ先

介護事業者課施設指導グループ

神野・早瀬・新

TEL: 06-6941-0351 (内線 4496)